

# わかたけの杜訪問介護事業所 重要事項説明書

令和6年4月1日改訂

## 1. 当事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	わかたけの杜訪問介護事業所
経営主体	社会福祉法人 若竹大寿会
所在地	神奈川県横浜市青葉区奈良4-6-12
電話番号	045-962-3111
FAX番号	045-960-5707
事業所番号	1473703062
サービスを提供できる地域	横浜市青葉区、緑区、東京都町田市(一部)

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤(兼務)	非常勤(兼務)	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名	従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	4名	0名	4名	利用申込みに関わる調整、訪問介護(及び横浜市訪問介護相当サービス)計画の作成および利用者への説明
訪問介護員	介護福祉士	12名	9名	21名	訪問介護計画又は横浜市訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護サービスの提供
	実務者研修	0名	2名	2名	
	初任者研修	0名	0名	0名	
	ヘルパー2級	0名	3名	3名	

### (3) 営業日および営業時間

#### ① 受付・面接相談

月曜～土曜の午前9時から午後5時  
年末年始の休日 12月30日～1月3日

#### ② サービスの提供時間

年中無休  
提供時間 午前0時～翌午前0時

## 2. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

介護保険法に基づく指定訪問介護事業、および横浜市訪問介護相当サービス事業の適正な運営確保のために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護者および要支援者、事業対象者に対して適正な訪問介護サービス等を提供するものとします。

### (2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえ、状況および環境に応じて、入浴、排泄、食事、等の介護および調理、洗濯、掃除等の日常生活全般にわたる援助を行います。また、利用者の意思・人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. サービス内容

- (1) 訪問介護計画および横浜市訪問介護相当サービス計画書の作成
- (2) 入浴、排泄、食事等の身体介護
- (3) 調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助
- (4) 生活等に関する相談および助言

### 4. 利用料金

#### (1) 料金および費用

訪問介護サービス等を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスである時はその1割または2割もしくは3割の額とする。

なお詳細は別途料金表のとおり。

#### (2) キャンセル料

利用者の事情により、訪問予定日当日のサービスが中止になった時は、体調不良等の場合を除いて、介護報酬額の10分の1にあたる額をキャンセル料として頂きます。

#### (3) その他

- ① ご利用者宅で、サービス提供に必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。
- ② 通常の訪問地域を越えた所から、片道1kmに対し30円とし、使用した距離数分を徴収します。
- ③ 料金のお支払い方法

毎月20日までに前月分の請求書を郵送をいたします。

お支払いは27日(土・日・祝祭日は翌営業日)にご指定の口座からの口座振替とさせていただきます。

### 5. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(厚生労働省)を遵守し、適切に行います。

### 6. 緊急時の対応方法

(1) 対応時間 24時間対応

#### (2) 対応方法

サービス提供中の利用者の容体急変時には、速やかにご家族、緊急連絡先または主治医に連絡し、必要に応じて救急隊への連絡をし、医師等の指示に従い対応します。

緊急連絡先 (優先順位①)	氏名		続柄	
	連絡先	自宅・携帯 ( ) (住所)		
緊急連絡先 (優先順位②)	氏名		続柄	
	連絡先	自宅・携帯 ( ) (住所)		
医療機関等	医療機関名			
	連絡先	主治医氏名 ( ) (電話) ( )		
医療機関等	医療機関名			
	連絡先	主治医氏名 ( ) (電話) ( )		

## 7. 事故時の対応及び損害賠償

- (1)事業者は、サービス提供に際して利用者にけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡およびその他適切な措置を迅速に行います。
- (2)事業者は、サービス提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、その限りではありません。
- (3)事業者は、利用者の故意または重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

## 8. 虐待の防止

- (1)虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2)事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3)事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5)事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に努めます。

## 9. 事業継続計画の策定等

- (1)事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2)事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3)事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 10. 衛生管理等

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じる。

- (1)事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
- (3)事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。



【町田市】

- ①町田市役所 いきいき健康部 介護保険課  
(所在地)東京都町田市森野2-2-22  
(電話) 042-724-4364 (FAX) 050-3101-6664
- ②東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談指導課  
(所在地)東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階  
(電話)03-6238-0173
- ③東京都福祉健康局 福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課  
(所在地)東京都新宿区西新宿2-8-1 (電話) 03-5320-4597

16. 介護サービス第三者評価等の実施状況

第三者評価の実施	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり      2. なし
	② なし		

訪問介護および横浜市訪問介護相当サービス事業提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

西暦      年      月      日      事業所 所在地 横浜市青葉区奈良4-6-12  
名 称 わかたけの杜訪問介護事業所  
説明者 \_\_\_\_\_

私は本書面により、事業者からの訪問介護および横浜市訪問介護相当サービス事業についての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

西暦      年      月      日

ご利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ (続柄)